

平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 日本ハム株式会社
代表者名 代表取締役社長 末 澤 壽 一
(コード番号 2282 東証第一部)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部
広報 I R 部長 中 島 茂
(TEL 06-7525-3031)

当社株式の大規模買付行為への対応方針 (買収防衛策) の継続導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 26 年 5 月 12 日付けで公表の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下、「26 年プラン」といいます。)の有効期間満了に先立ち、有効期間を 1 年間から 3 年間に変更した上での 26 年プランの継続(以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。)を、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に議案として諮り、出席株主の総議決権(但し、議決権行使書による出席も含みます。以下同じ。)の過半数のご賛同をいただくことを発効の条件として決定しましたのでお知らせいたします。

当社は、当社株式の大規模買付行為への対応方針を導入し、平成 18 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において当社株主のご承認をいただいて以来、その更新、内容の変更について毎年株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただいてまいりました。また、当社は、当社株式の大規模買付行為への対応方針を導入以来、その適切な運用を図るために「企業価値評価委員会」を設置し、原則 3 ヶ月おきに 1 回開催してまいりました。企業価値評価委員会においては、当社から企業価値評価委員に対し、各四半期の業績結果とその要因分析等を説明するなどして、仮に当社が当社株式に対する買付提案を受けた場合に、当社と利害関係のない独立した立場で当該買付提案を評価し、当該買付提案が当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損する明白なおそれがないか否かを当社取締役会に迅速かつ適切に勧告いただくための情報提供を行う一方、企業価値評価委員から当社に対し、当社グループの持続的成長及び当社グループの担う社会的責任を果たしていくうえで有益な検討と積極的な提言をいただいてまいりました。(活動の詳細は添付資料 1 をご参照ください。)

当社は、本プランの更新につきましても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、その是非、その在り方について慎重に検討を重ねてまいりました。当社は、本年 4 月より、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 ヶ年を対象とする、新たな中期経営計画である「新中期経営計画パート 5」をスタートさせておりますが、新中期経営計画パート 5 が対象とするこの 3 ヶ年を、10 年後を見据えた長期レンジの過程の中で当社グループとしてのありたい姿に到達するためのマイルストーンとして、当社グループが新たなステージに向かうための足場固めの 3 年間と位置づけ、新中期経営計画パート 5 最終年度において、連結売上高 13,000 億円、営業利益 520 億円、売上高営業利益率 4.0%、ROE8%以上の達成に、全経営資源を集中させて挑戦してまいります。かかる目標の実現に向け、有効期間を 3 年間とする本プランの更新をご提案させていただくものです。なお、企業価値評価委員会における「当社と利害関係のない独立した立場で、当社取締役会に対し、当社の企業価値・株主共同の利益向上のための提言をいただく」との位置づけを明確にするため、本プラン更新後におきましては、その名称を「企

業価値向上委員会」に改めることと致します。

上記取締役会においては、社外取締役2名を含む全ての取締役9名が出席し、本プランの更新につき全員一致で賛成しており、また、社外監査役3名を含む全ての監査役5名が出席し、本プランの更新につき全員一致で異議がない旨の意見を述べております。加えて、本プランの更新につきましては、上記企業価値評価委員会の全ての現任委員も同意しております。

なお、本日現在、当社が特定の第三者より当社取締役会に対して大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

【26年プランからの主な変更点】

当社は、上記のとおり、本年4月より、平成27年度から平成29年度までの3カ年を対象とする新中期経営計画パート5をスタートさせておりますが、全経営資源を集中させて新中期経営計画パート5の目標達成に専念するため、26年プランとは異なり、本プランの有効期限を、新中期経営計画パート5の対象期間である3カ年に合わせて、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと致しました。かかる有効期間及び形式的な文言の修正を除き、本プランの内容は26年プランの内容と実質的に同一であります。なお、本プランは、26年プランと同様、有効期間満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとし、また、当社の取締役会及び株主総会において本プランを変更する旨の決議が行われた場合には、株主総会における承認決議をもって本プランは変更されるものとしており、株主の皆様のご意向に従って本プランを廃止・変更させることが可能となっております。

I 会社の支配に関する基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由に活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えております。

一方、当社は、顧客の皆様やお得意先様に対し安全で安心な商品を安定的に供給し豊かな食生活の実現を通して社会に貢献していきたいと考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために優先されるべき課題であると考え、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは上記Iに記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものと

考えております。

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

(1) 当社グループの目指す姿

当社グループが将来的に目指す姿は、「生命の恵みを大切にする」「品質に妥協しない」「食の新たな可能性を切り拓く」「楽しく健やかな暮らしに貢献する」という4つの経営軸をベースに「世界で一番の食べる喜びをお届けする会社」となることです。

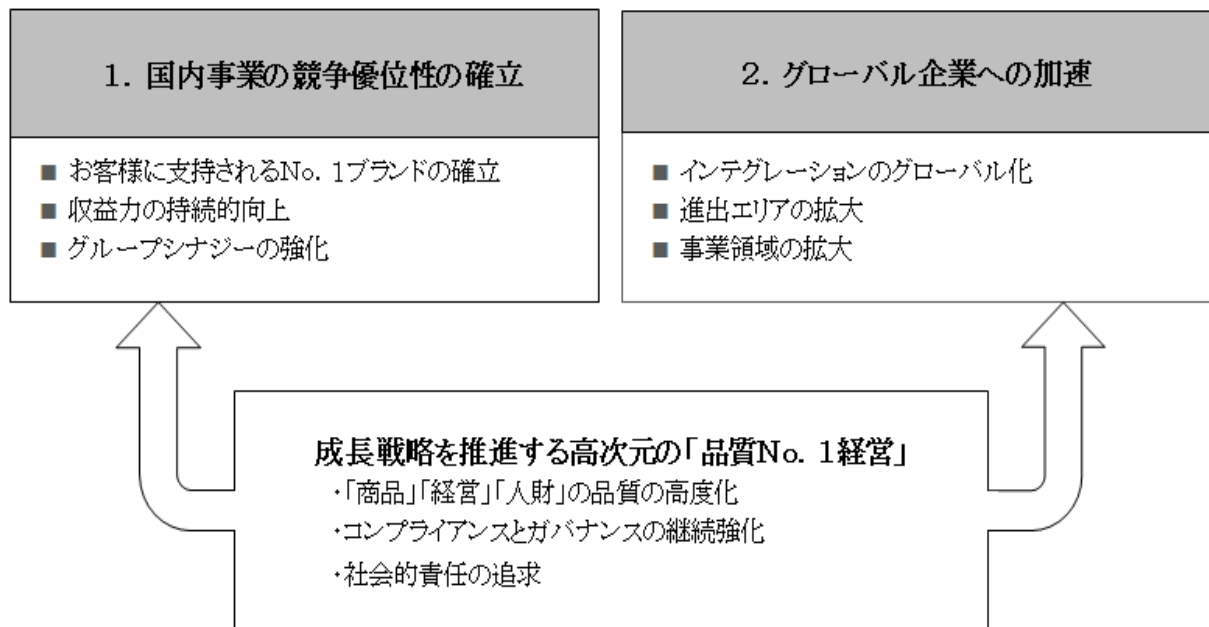
(2) 「新中期経営計画パート5」による企業価値向上の取組み

当社グループの強みである「インテグレーションシステム」を核とした国内事業の競争優位性の確立と、グローバル市場における売上拡大に向けた海外事業の拡充を基軸に、ビジネスモデルの変革や企業風土改革を促進するためのマーケティング・ブランディング・人財育成等のコーポレート機能の強化を図ることにより、骨太なビジネスモデルを構築します。

1) テーマ

変革による骨太なビジネスモデルの構築

2) 経営方針



新中期経営計画パート2より掲げている「品質No. 1経営」については、「成長戦略を推進する高次元の品質No. 1経営」と位置付け、経営方針を支える屋台骨として継続して追求します。

3) 経営戦略

経営方針に沿って、次の4つの経営戦略に沿った施策を推進してまいります。

①国内事業の持続的な収益力強化

- ・国内インテグレーションシステムのさらなる強化
- ・積極的な設備投資や選択と集中による既存事業の強化・拡大
- ・顧客とのつながりやニーズを最大限に活用した商品開発体制の確立
- ・新技術の育成と活用による新規事業領域の拡大

②海外売上高の早期拡大

- ・進出エリアの拡大とインテグレーションシステムの拡充
- ・海外生産・販売体制の強化によるグローバル市場での拡販
- ・グループ視点に立った海外事業推進体制の強化

③戦略的ブランディングの推進

- ・全社マーケティング・ブランディング機能の強化
- ・流通チャネル戦略の高度化
- ・ブランド・コンシャス（ブランドへの意識）の醸成
- ・ソーシャルブランディング（社会的課題の解決に向けてニッポンハムグループの強みを活かし、社会に貢献することでグループのブランド価値を高める活動）の推進

④グループ横断型コーポレート機能の強化

- ・グローバル人財、経営人財の獲得・育成
- ・グループ連携と組織風土改革の推進
- ・グローバル経営管理体制の構築
- ・コーポレートファイナンス機能の強化

4) 業績目標

指標	2015年3月期（実績）	2018年3月期（計画）
連結売上高	12,128億円	13,000億円
営業利益	484億円	520億円
ROE	9.2%	8%以上

2. コーポレートガバナンス強化による企業価値向上の取組み

(1) 迅速かつ適正な意思決定の確保のための取組み

当社のコーポレートガバナンスの基本は、取締役の「経営監視機能」と執行役員の「業務執行機能」を区分して責任と権限を明確にして迅速かつ適正な意思決定と業務の適正性を確保することであり、毎年度の経営責任を明確にするため、取締役の任期は選任後1年としているほか、迅速かつ適正な意思決定及び取締役が負う責務の範囲を考慮して取締役の員数を12名以下とするようその員数の上限

を設けております。また、取締役会の透明性を担保するため、原則として複数名の社外取締役を選任することを基本としています。さらに、経営の客観性と透明性を高めるため、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会、役員指名検討委員会を設置し、取締役会はその意思決定において、各委員会の報告を最大限尊重するものとしております。

(2) 業務の適正性を確保するための取組み

取締役会に対する監視機能を十分に果たすため、監査役会は原則5名体制とし、その過半数以上を社外監査役とすることを基本としています。監査役監査以外にも、監査部による内部監査、品質保証部による品質監査、CSR推進部による環境監査、コンプライアンス部によるモニタリング、及び社外役員を含めた全役員に重要情報(業務上の損害や事故、トラブルなど非日常的な事象に関する情報)を迅速に配信して共有する体制の整備により、業務の適正性を確保しております。また、「コンプライアンス委員会」、「内部統制・J S O X評価委員会」、「リスクマネジメント委員会」等を設置してグループ全体の各方針や施策の検討を行い、更なる充実を図っております。

3. 株主還元策

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、連結業績に応じた株主還元を基本としています。また、内部留保についても、将来にわたって企業価値を向上させるための投資の源泉と、財務体質の健全性の維持・強化のために充実を図り、有効に活用してまいります。この基本方針の下、配当につきましても連結配当性向30%を目安としておりますが、当面の間は配当金の下限を1株当たり16円とする予定です。自己株式の取得については、成長への投資や財務体質を勘案しつつ、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施してまいります。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに関する具体的内容

1. 本プラン導入の理由

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を中長期的に向上させうる源泉は、家畜等の生産飼育、処理・加工、物流、販売までの一貫体制(パーティカル・インテグレーションシステム)による食糧の迅速かつ安定した供給力と国内外で確立した品質保証体制にあると考えております。

これらは、中長期的視点の下で戦略的かつ継続的に行われる投資、長年にわたって培われた当社グループの経験とノウハウ、そして、顧客、取引先および従業員等、当社グループをとりまく人々との信頼関係を基盤に形成されるものであり、とりわけ、生命を育み、その育んだ生命を食品としてご提供する過程を含む当社グループの事業経営においては、事業展開する各地域における農畜産業との関係など、企業価値の源泉を形成するものへの十分な理解が欠かせないものであり、これらを維持することはもちろんのこと、更なる強化が重要な要素になります。

当社取締役会は、株主の皆様、投資家の皆様のご判断にお役立ていただくための情報のご提供につい

て平素より努めておりますが、突然当社株券等¹（以下、「当社株式」といいます。）に対して大規模買付行為（下記Ⅲ 2 (1)で定義します。以下同じ。）が行われた場合、大規模買付者の提案が当社グループの企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性などを、株主の皆様が限られた時間の中で評価されるには、当社取締役会が大規模買付者より大規模買付行為に関する十分な情報を確保し、かつ株主の皆様に適時適切に当該情報を提供させていただくことが重要であると考えております。

本プランは、上記の当社取締役会の考えに基づき、大規模買付行為に関する情報収集や検討のための期間、大規模買付者との交渉や当社取締役会としての代替案を提示するための機会を確保するとともに、当該大規模買付行為によって当社グループの企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができないことが客観的かつ合理的に推認される場合には、対抗措置として一部取得条項付新株予約権の無償割当て（会社法第 277 条、同法第 236 条第 1 項第 7 号）を行うなど、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

なお、平成 27 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は添付資料 2 に記載のとおりです。

2. 当社株式の大規模買付行為に係る買付提案がなされた場合の対応方針

当社株式に対する大規模買付行為に係る買付提案がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。詳細は下記 2 (1)以降及び 3 をそれぞれご参照ください。また、本プランの導入から対抗措置の発動及び不発動までの全体的な流れにつきましては、添付資料 3 の「本プランの導入から対抗措置の発動・不発動までのフロー表」をご参照ください。

本プランのスキーム構成要素	左記構成要素の概要
導入・更新	取締役会決議+株主総会（普通決議）
本プランの対象となる買付行為	大規模買付行為
大規模買付行為に係る買付提案の検討機関	当社から独立した 3 名以上 5 名以下の委員で構成する「企業価値向上委員会」
情報提供の回答期限	60 日（但し、最長 30 日延長可能）
検討期間	60 日（対価が円貨の現金のみの場合）又は 90 日（対価が円貨の現金のみ以外の場合）
発動の決定機関	取締役会（但し、企業価値向上委員会が株主の意思を確認するよう勧告する場合、株主総会）
対抗措置の内容	一部取得条項付新株予約権の無償割当て
対抗措置の発動要件の概要	①企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすおそれがある場合（いわゆる東京高裁 4 類型） ②必要情報提供手続きに応じないなど予告なく買付を開始する場合 ③強圧的二段階買付 ④買付等の提案の内容が、①乃至③の要件と実質的に同程度に企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあることが客観的かつ合理的に推認される場合 （発動要件の詳細については、下記 3 の[対抗措置発動要件]をご参照ください。）
有効期間	3 年

(1) 本プランの対象となる大規模買付行為、大規模買付者及び大規模買付提案

¹当社株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。

本プランの対象となる「大規模買付行為」とは、特定株主グループ²が保有する当社議決権割合³が20%以上となることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為をいい、「大規模買付者」とは、かかる大規模買付行為を行う者をいい、「大規模買付提案」とは、大規模買付者が当該大規模買付行為にあたって当社に提出する、当社株式に関する買付提案をいいます。但し、当該大規模買付行為について、当社取締役会が事前に同意した場合は、本プランの適用対象外とします。

(2) 必要情報提供手続

当社取締役会は、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するかどうかを具体的に明らかにするため、大規模買付者に対して、以下の各事項に関する情報（以下、「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（その共同保有者、その特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び大規模買付提案の内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法及び算定に用いた数値情報を含みます。）及び買付資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 買付後の当社経営方針及び事業計画（「食の安全」もしくは食品業の公共性に関する大規模買付者の考え方などを意味します。）、並びに資本政策及び配当政策等についての情報を含む公開買付届出書等で法律上開示を要求される情報
- ⑤ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者に関する方針
- ⑥ その他当社取締役会又は企業価値向上委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者により大規模買付行為が行われる場合、大規模買付行為に先立って当社取締役会宛に合理的に必要かつ十分と考えられる本必要情報を含む買付提案書を提出いただきます。当社取締役会がその内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付提案書が提出されてから10営業日以内に大規模買付者が当社取締役会に対して追加して提出すべき本必要情報のリストを大規模買付者に対して提示いたします。かかるリストの提示後、大規模買付者には当社取締役会に対して適宜当社取締役

²特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。）及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとします。）、又は、(ii)当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われているものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

³議決権割合とは、(i)特定株主グループが、前注の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）、又は、(ii)特定株主グループが、前注3の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

会が要求した追加の本必要情報を提出していただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して本必要情報のリストが提示されてから 60 日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします（以下、「必要情報提供期間」といいます。）。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに本必要情報の具体的な提出状況を考慮して必要情報提供期間を最長 30 日間延長することができるものとします。大規模買付者から提出された本必要情報が十分かどうか、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当かどうか、及び、必要情報提供期間を延長するかどうかについては、当社取締役会が企業価値向上委員会の助言及び勧告を受けながら決定いたします。また、当社取締役会が本必要情報の追加の要請をした場合に、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が要求する本必要情報が全て揃わなくても、本必要情報の提供を完了したと判断し、当社取締役会による検討を開始する場合があります。なお、大規模買付者から大規模買付提案があった事実については、当社取締役会がその事実を認識した時点で速やかに開示いたします。また、本必要情報の提供完了後、当社取締役会による検討を開始したときは、当社取締役会は速やかにその旨を開示いたします。

(3) 取締役会による検討手続

当社取締役会は、本必要情報の提供状況に応じて必要情報提供期間中又は必要情報提供期間満了後、企業価値向上委員会の助言及び勧告を受けながら、大規模買付者及び大規模買付提案についての検討、分析を行い、当社取締役会としての意見を慎重に形成・公表し、必要と認めれば、大規模買付行為及び大規模買付提案についての大規模買付者との交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行うものとします。株主の皆様にも、当社取締役会の意見を参考にしつつ、当該大規模買付提案と当社取締役会の代替案を比較検討していただくこととなります。

当社取締役会といたしましては、大規模買付提案の内容及び規模によって、当社取締役会による当該大規模買付提案の評価・検討及び交渉、あるいは代替案を提示するために必要な期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）が異なるため、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたっては、必要情報提供期間満了後、大規模買付提案の内容及び規模に照らして合理的な取締役会検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始することが、当社及び当社株主の皆様の利益に合致すると考えております。取締役会検討期間は本必要情報の提供完了後、最長 60 日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合）又は最長 90 日間（その他の方法による買付提案の場合）とし、その期間中に企業価値向上委員会の勧告を受け、当社取締役会が対抗措置の発動又は不発動について決議した場合は、その時点で取締役会検討期間は終了するものとします。

(4) 企業価値向上委員会による勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付行為に対する取締役会による恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するため、当社から独立した関係にある企業価値向上委員会が招集され、以下の事項を検討したうえでその結果を当社取締役会に助言又は勧告を行います。当社取締役会はその判断の際には企業価値向上委員会による勧告を最大限尊重いたします。

① 大規模買付者による買付提案書及び上記(2)①から⑥に掲げる情報の精査及び検討

- ② 大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動又は不発動を決定するための対抗措置発動要件に該当する事情の存否の判断
- ③ 大規模買付者による買付提案に基づく企業価値評価と当社取締役会が提示する代替案に基づく企業価値評価の検討及び精査

(5) 取締役会の検討内容の開示

取締役会検討期間中、当社取締役会は、企業価値向上委員会の助言・勧告を受けながら、大規模買付者からの大規模買付提案が行われた事実及び本必要情報のうち、当社株主の皆様のご判断にあたって必要であると認められる部分については、当社取締役会が適切と判断する時点で適切な情報開示を行い、また、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、これを適切な時期に開示します。

当社といたしましては、必要に応じて、大規模買付者との間で交渉を行い、こうした株主の皆様のご判断に資するべく、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもございます。

(6) 大規模買付者による大規模買付行為の制限期間

大規模買付者は、必要情報提供手続および取締役会検討手続が完了する取締役会検討期間終了までは当社株式に対する大規模買付行為を開始してはならないものとします。また、下記 3 にて記載するとおり、企業価値向上委員会から当社取締役会に対して、対抗措置の発動に関する当社株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合、大規模買付者は、当該意思確認の手続が完了するまでは当社株式に対する大規模買付行為を開始してはならないものとします。

3. 対抗措置の発動・不発動の要件、対抗措置の内容

当社取締役会は、大規模買付行為又は大規模買付提案に関して、企業価値向上委員会において下記の対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされた場合には、当該勧告を最大限尊重して、その決議により、一部取得条項付新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てによる対抗措置を取るものとします。対抗措置として本新株予約権を発行する場合の概要は添付資料 4 に記載のとおりです。

なお、企業価値向上委員会は、対抗措置発動要件のいずれかに該当するか否かの実質判断について株主の皆様意思を確認する必要があると判断した場合においては、当社取締役会に対して、対抗措置の発動に関し株主総会において株主の皆様意思を確認すべき旨を勧告するものとします。かかる勧告が行われた場合、当社取締役会は、法令、当社定款等に従い、株主総会の招集手続を遅滞なく履践し、対抗措置の発動の是非についての株主の皆様意思を確認（原則として議決権を行使することができる当社株主の議決権の過半数を有する当社株主が出席し、かつ出席した当該株主の議決権の過半数の承認をもって行います。）するものいたします。当該株主総会において対抗措置の発動に賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為又は大規模買付提案に対する対抗措置の発動を行うものとします。かかる対抗措置の発動は、大規模買付行為による当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するためには当該対抗措置の発動が不可欠であり、当該時点で対抗措置を発動しないと当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができないおそれがあると認

められる例外的な場合に限り行われるものであり、対抗措置発動要件のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはありません。

記

[対抗措置発動要件]

- ① 大規模買付者が、当社への経営参画の意思を真に有していないにもかかわらず、当社株式の株価を不当につり上げて当社株式を高値で当社関係者（当社関係会社、役員、従業員、取引先等を含むがこれに限らない。）に取得させる目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- ② 大規模買付者が、当社の事業経営上必要な資産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やその関係会社等に移転させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- ③ 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する意図をもって当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- ④ 大規模買付者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額株主還元（剰余金配当を含むがこれに限らない。以下同じ。）をさせるか、あるいは一時的な高額株主還元等による当社株式の株価上昇に際して、大規模買付者が取得した当社株式を高値で売り抜けることを目的として、当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- ⑤ 大規模買付者が必要情報提供手続に応ぜず、株主が当社株式を大規模買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど、株主が当該買付提案を判断することが困難な場合に、当社に何らの予告もなく大規模買付行為を開始し、又はその開始が客観的かつ合理的に推認される場合
- ⑥ 大規模買付者が必要情報提供手続に応じるも、大規模買付提案の態様、提案手法その他の事情に鑑みて、当該大規模買付提案が二段階での強圧的な買付提案（当初の買付において当社株式の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利な設定にし、あるいは明確にしないで買付行為を行うこと）であることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- ⑦ 上記①ないし⑥のほか、大規模買付行為又は大規模買付提案により、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値・株主共同の利益が上記①ないし⑥の要件の場合と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

[対抗措置不発動要件]

- ① 当社取締役会が取締役会検討期間中及び取締役会検討期間を経過してもなお大規模買付提案で提示された企業価値評価を上回る企業価値評価を実現することが合理的に見込まれる経営案の提示を含む代替案を株主に示すことができず、大規模買付者との間で交渉等も行わなかったことが明らかな場合
- ② 大規模買付提案が当社取締役会の提示する代替案より高い企業価値評価を内容とするものであることが客観的に明らかであり、かつ、当該大規模買付提案により当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあることが明らかでない場合
- ③ 当社取締役会が取締役会検討期間中に何らの代替案も株主に対して示さなかった場合
- ④ 上記対抗措置発動要件①ないし⑦の要件に該当する事情が一切存在しないことが明らかな場合

4. 本プランの有効期限、廃止・変更手続

本プランは、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の本定時株主総会に議案として諮り出席株主の総議決権の過半数のご賛同を得て同日より発効するものとし、有効期限は、平成 30 年 6 月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、また、当社の取締役会及び株主総会において本プランを変更する旨の決議が行われた場合には、株主総会における承認決議をもって本プランは変更されるものとし、当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行うものとし、

なお、当社では、全取締役の任期を 1 年としており、取締役は、毎年 6 月開催の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差制や解任制限等は存在しないことから、1 回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止又は変更することが可能です。これにより、当社取締役会決議による本プランの導入及び廃止又は変更に関しても、株主の皆様のご意向を十分に反映させることができると考えております。

5. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針との整合性

本プランは、以下に述べるとおり、平成 17 年 5 月 27 日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(以下、「買収防衛指針」といいます。)に定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思の原

則、及び、③必要性・相当性の原則の全てを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の本定時株主総会で出席株主の総議決権の過半数のご賛同を得ることにより発効します。また、本プランでは、一定の場合には、企業価値向上委員会の勧告に従い、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思確認を行うこととされております。

加えて、本プランの有効期限は、平成 30 年 6 月に開催される当社定時株主総会終結の時まで（但し、それまでに当社取締役会又は株主総会にて本プランを廃止する旨の決議をした場合はその時まで）と設定されており、それ以降も当社定時株主総会にて、本プランの継続又は修正に関して株主の皆様の意思を確認させていただきます。

(4) 独立社外者で構成される企業価値向上委員会の意見の尊重

本プランにおいては、実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、企業価値向上委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動を判断することとなります。

さらに、企業価値向上委員会によって当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報を開示することとされておりますので、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランが運営される仕組みが確保されていると考えております。

企業価値向上委員会は、社外取締役、社外監査役、有識者（大学教授等を含みます。）、弁護士又は公認会計士等の外部専門家であり、一定の基準⁴を満たした方の中から当社が指名・選任する 3 名以上 5 名以下の委員で構成されます。

なお、企業価値評価委員会の活動の詳細並びに本プランの更新時点において就任する予定の企業価値向上委員会委員の氏名及び略歴については添付資料 1 をご参照ください。

(5) 客観的かつ合理的な要件の設定・取締役会による恣意的判断の排除

本プランは、合理的かつ詳細な対抗措置発動の客観的要件の充足が企業価値向上委員会において判断

⁴添付資料 5 「当社株式の大規模買付行為への対応方針」運用規則の第 3 条第 2 項各号に定める基準をいいます。

されない限り発動されないように設定されており、当社取締役会による当社株式の大規模買付行為に対する恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されているものと考えております。また、本プランでは、上述のとおり、合理的かつ客観的な対抗措置不発動要件も設定されております。この運用についても、企業価値向上委員会が対抗措置不発動要件の基礎となる事情が存在するかどうかを判断した上で当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は勧告に示された企業価値向上委員会の判断を最大限尊重して対抗措置不発動要件の充足の有無を判断します。従いまして、本プランでは、当社株式の大規模買付行為に対する対抗措置不発動の決定についても、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みが確保されているものと考えております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の全取締役の任期は1年であり、取締役の任期の期差制や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能ですので、当社株式を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役が当社取締役会の構成員の過半数を占めた場合、当該当社取締役会決議により本プランを廃止することができます。従いまして、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド型買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）といった、経営陣による買収防衛策の廃止を不能又は困難とする性格を有するライツプランとは全く性質が異なります。

(7) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、企業価値向上委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。これにより、企業価値向上委員会による判断の公正さ及び客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様の権利関係には影響はございません。

(2) 対抗措置発動時（本新株予約権の無償割当て時）に株主の皆様にご与える影響

本プランに基づく対抗措置として本新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、申込等の手続をすることなく、当該本新株予約権の無償割当効力発生日において、当然に新株予約権者となります。仮に、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合は、当該本新株予約権は消滅いたします（会社法第287

条)。そのため、ある株主の本新株予約権が消滅した場合、その方が保有する当社株式は、他の株主の皆様による本新株予約権の行使によって希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、下記(3)②に記載する手続により、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その場合保有する当社株式一株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、対抗措置の発動に係る手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、本新株予約権無償割当て決議がなされ、本新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により、対抗措置の撤回が適切であると当社取締役会が認める場合には、無償割当効力発生日までに本新株予約権の割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権と引換えに当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。かかる場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、当該希釈化が生じることを前提に当社株式の売買を行った株主又は投資家の皆様には、株価の変動による不測の損失が発生する可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て、行使及び当社による取得に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様が権利行使期間内に権利行使を行う場合には、新株予約権行使請求書等を提出した上、1個の新株予約権につき1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1株の当社普通株式（但し、場合によって調整されることがあります。）が発行されることとなります。但し、本新株予約権には差別的行使条件を付しておりますので、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、本新株予約権の権利行使を行うことはできません。また、外国の法令上、本新株予約権の行使に、所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。）の充足、又はその双方が必要な場合に、本新株予約権の行使ができない場合があります。

② 当社による本新株予約権取得の場合の手続

当社取締役会が本新株予約権の一部を当社普通株式と引換えに取得する場合には、当社取締役会が別途定める本新株予約権取得日をもって、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領されることとなります。

上記のほか、割当方法及び払込方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時かつ適切に開示又は通知いたしますので、当該

内容をご確認ください。

以上

添付資料1 企業価値評価委員会の活動及び委員のご紹介

1. 企業価値評価委員会の活動状況

(1) 26年プランにおける活動状況

活動項目/開催日時	委員出欠	議題
第1回 平成26年8月18日	3名/3名 (100%)	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年3月期第1四半期業績説明 ・海外IR報告 ・2014年6月期株主総会の傾向報告 ・買収防衛策・議決権行使状況（当社・他社、他社参考事例紹介）
第2回 平成26年11月26日	3名/3名 (100%)	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年3月期第2四半期業績説明 ・決算説明会と質疑応答内容の報告 ・買収防衛策関連説明（株主構成の変動状況、大手議決権行使助言会社の助言方針改定内容の紹介他） ・コーポレートガバナンス・コード策定に関する有識者会議（検討に至る経緯、有識者会議における検討内容の紹介）
第3回 平成27年2月26日	3名/3名 (100%)	<ul style="list-style-type: none"> ・新経営体制の報告 ・2015年3月期第3四半期業績説明 ・買収防衛策関連説明 ・コーポレートガバナンス・コード「基本的な考え方」に関する当社対応の方向性
第4回 平成27年4月27日	2名/3名 (66%)	<ul style="list-style-type: none"> ・IFRS任意適用に関する報告 ・買収防衛策（平成27年4月18日事前案内）の検討
グループ展示会 平成27年1月14日～16日	2名/3名 (66%)	<ul style="list-style-type: none"> ・当社グループの取組みを紹介（グループの事業領域の広がり、品質保証体制、提案力、開発力、社会貢献活動など）
グループ幹部会 平成27年3月27日	2名/3名 (66%)	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ経営幹部が一堂に会する。 ・新中期経営計画パート5、目指すべき方向性の共有（ROE経営、資本コストへの意識醸成、コーポレートガバナンス・コード策定に伴い市場が当社に求めること） ・事業部門ごとの71期方針・課題・活動予定を共有

企業価値評価委員会では、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社の買収防衛策のあり方や当社グループの企業価値向上について、有益な検討や提言をいただいております。26年プランに基づき開催された企業価値評価委員会におきましても、各委員から、コーポレートガバナンス体制、事業戦略、ブランド戦略、財務・資本戦略、品質保証体制及び海外人財育成等について、幅広い視点で様々な意見をいただいております。一例として、濫用的買収者からみて、買収候補対象会社に活用されていない資産や不採算部門があれば一番付け入りやすいので、平時より、当社が成長に向けた施策はもとより、必要に応じ適切な合理化策を行っていることを明らかにしておくことが、濫用的買収者の出現を防止するという観点で有効であると考えられること、また、当社はこれまでもコーポレートガバナンスの強化を重視してきたが、コーポレートガバナンス・コードの適用以降においても、絶えずコーポレートガバナンスで世間水準に先行すべきであること。そのためには、例えば取締役会議長には社外取締役が務めたり、社外取締役に経営者経験者を加えたりしてはどうか、という提言があり、当社では、現在、当社取締役会の多様性やかかる変更を行う場合に備えるべき事項についての検討を開始しております。

2. 「企業価値向上委員会」の委員のご紹介

当社は、本プランの更新にあたり、現在の企業価値評価委員会における「当社と利害関係のない独立した立場で、当社取締役会に対し、当社の企業価値・株主共同の利益向上のための提言をいただく」との位置づけを明確にするため、その名称を「企業価値向上委員会」に改めることと致します。

また、現任の3名（高 巖氏、西山 茂氏及び芝 昭彦氏）の任期は、平成27年6月25日開催予定の定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、現任の委員である芝昭彦氏は任期満了をもって退任する予定であり、当社取締役会は、その後任として新たに大塚 和成氏を選任するとともに、新たに森本 勉氏を選任することと致しました。

各委員の略歴は下記のとおりであります。

氏名	高 巖
略歴	平成3年 ペンシルベニア大学ウォートン・スクール フィッシャー・スミス客員研究員 平成6年 麗澤大学国際経済学部 専任講師 平成13年 同大学国際経済学部（現：経済学部） 教授（現任） 平成14年 同大学大学院国際経済研究科（現：経済研究科）教授（現任） 平成17年 三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役 平成19年 京都大学経営管理大学院 客員教授 平成20年 三井住友海上グループホールディングス株式会社 社外取締役 平成21年 麗澤大学経済学部 学部長 平成22年 当社社外取締役（現任） 平成27年 三菱地所株式会社 社外監査役（予定）

氏名	西山 茂
略歴	昭和62年 公認会計士登録 平成12年 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 助教授 平成15年 ピジョン株式会社 社外監査役（現任） 平成18年 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授 平成20年 早稲田大学大学院商学研究科 ビジネススクール 教授（現任） 平成24年 アステラス製薬株式会社 社外監査役（現任）

氏名	大塚 和成
略歴	平成11年 第二東京弁護士会弁護士登録 平成14年 東京商工会議所 企業行動規範特別委員会 幹事 平成17年 公益社団法人能楽協会 監事（現任） 平成23年 二重橋法律事務所代表パートナー（現任） 平成25年 株式会社CDG 社外監査役（現任）

※大塚和成氏は、平成27年6月25日開催予定の第70回株主総会で選任をお願いする、
補欠の社外監査役候補者であります。

氏名	森本 勉
略歴	昭和60年 ダイキン工業株式会社入社
	平成4年 ダイキンヨーロッパ社 (ベルギー駐在)
	平成7年 ダイキンヨーロッパ社 英国事務所長 (英国駐在)
	平成11年 ダイキン工業株式会社 グローバル戦略本部マーケティング部 課長 同社 秘書室 課長
	平成14年 同社 秘書室 グローバル担当部長
	平成23年 同社 秘書室長
	平成26年 ダイキン工業株式会社 執行役員 秘書室・グッドマン社担当 (現任)

以上

添付資料2 当社株式及び大株主の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 570,000,000株 |
| 2. 発行済株式総数（自己株式 298,412株を含む） | 204,000,000株 |
| 3. 株主数 | 10,367名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,126	7.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,827	5.81
株式会社百十四銀行	7,537	3.70
明治安田生命保険相互会社	7,354	3.61
農林中央金庫	5,926	2.91
日本生命保険相互会社	5,570	2.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,494	2.70
株式会社三井住友銀行	4,650	2.28
BNPパリバ証券株式会社	3,726	1.83
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,493	1.71

(注) 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

添付資料 4 本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当てを受ける株主及び割り当てる新株予約権の個数

本新株予約権の無償割当て決議を行う際に当社取締役会が別途定める日(以下、「割当基準日」という。)の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てる。

2. 本新株予約権無償割当てに関する事項

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (a) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。
- (b) 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1株とする。
但し、本新株予約権の無償割当ての後、株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、対象株式数に所要の調整を行うものとする。
- (c) 本新株予約権の目的となる株式の総数は、割当基準日の最終の発行済株式数(但し、当社の有する当社普通株式の数を除く。)を上限とする。

(2) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額及びその1株当たりの金額

各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額は1円とする。但し、上記(1)(b)但書の場合には、1円を当該調整後の対象株式数で除した数に調整される。

(3) 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権の無償割当て決議の際に定める日から30日とする。但し、下記(5)の規定に基づき新株予約権の取得がなされる場合は、当該取得日までとする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、その保有する本新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。
- (b) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる。但し、①本新株予約権の割当てを受けた者から、下記(6)に定める当社取締役会の承認を得て本新株予約権が承継された場合、及び、②本新株予約権の割当てを受けた者から、本新株予約権が法令に従って当然に承継され、下記(6)に定める当社取締役会の承認を要しない場合は、かかる承継を受けた者は、これにより取得した本新株予約権を行使することができる。
- (c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、大規模買付者に関し、本新株予約権の無償割当ての決議時点において、対抗措置発動要件を充足することが当社の平成27年5月11日の当社取締役会決議におい

て決定された当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本プラン」という。）に従い確認され、これに基づいて本新株予約権の無償割当ての決議が行われた場合、当該大規模買付者を含む特定株主グループ（本プランに定義される。以下同じ。）に属する者は、その保有する本新株予約権を行使できないものとする。

- (d) 上記(c)の規定に従い、本新株予約権者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

(5) 当社による本新株予約権の取得に関する条件

- (a) 当社は、当社が本新株予約権の一部を取得することが適切と当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日に、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者を含む特定株主グループに属する者以外の者が有する本新株予約権を全て取得し、これと引き換えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
- (b) 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

平成 18 年 5 月 19 日制定
平成 19 年 5 月 18 日改正
平成 20 年 5 月 16 日改正
平成 21 年 5 月 15 日改正
平成 22 年 5 月 14 日改正
平成 23 年 5 月 13 日改正
平成 24 年 5 月 14 日改正
平成 25 年 5 月 13 日改正
平成 26 年 5 月 12 日改正
平成 27 年 5 月 11 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成 27 年 5 月 11 日付の取締役会決議により決定された「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）に定義する大規模買付提案及び大規模買付行為を当社において評価する手続、及び、本プランに基づく企業価値向上委員会の活動及び取締役会における対抗措置の発動又は不発動のための判断のために必要な手続及び運用の指針を定めることにより、本プランを適正に運用することを目的とする。

(企業価値向上委員会の活動内容)

第 2 条 取締役会が、以下の事項を判断するに際して必要となる場合には、企業価値向上委員会は、取締役会からの要請に応じて、原則として以下の各号に掲げる事項について検討及び決定し、その決定の内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告する。

- (1) 大規模買付者による買付提案書及び本必要情報の精査及び検討
- (2) 大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動又は不発動を決定するための対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件に該当する事情の存否の判断（対抗措置発動要件該当性について株主意思を確認する必要があるか否かについての判断を含む。）
- (3) 大規模買付者による大規模買付提案に基づく企業価値評価と取締役会が提示する代替案に基づく企業価値評価の検討及び精査

2 前項の「大規模買付者」とは、特定株主グループ（但し、「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含むものとする。）及びその共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとする。））、又は(ii) 当社の株券等の買付け等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われているものを含む。）を行う者及びその特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいう。）を意味する。）が保有する当社議決権割合（但し、議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、上記(i) の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も加算するものとする。））、又は、(ii) 特定株主グループが、上記(ii) の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所

有割合をいう。)の合計を意味する。)が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為を行う者、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為を行う者をいう。但し、事前に取り締役会が同意した大規模買付行為を行う者は除くものとする。

- 3 本規則の「大規模買付行為」とは、前項に規定する大規模買付者による大規模買付行為をいい、また「大規模買付提案」とは、大規模買付者が大規模買付行為にあたり当社に対して提案する買付提案をいう。
- 4 本条第1項(1)の「本必要情報」とは、以下の情報をいう。
 - (1) 大規模買付者及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含む。)の概要
 - (2) 大規模買付行為の目的、方法及び大規模買付提案の内容(買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性を含む。)
 - (3) 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、及び、算定に用いた数値情報を含む。)及び買付資金の裏付け(買付の資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)
 - (4) 買付後の当社経営方針及び事業計画(「食の安全」もしくは食品業の公共性に関する大規模買付者の考え方などを意味する。)、並びに資本政策及び配当政策等についての情報を含む公開買付届出書等で法律上開示を要求される情報
 - (5) 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
 - (6) その他取締役会又は企業価値向上委員会が合理的に必要と判断する情報
- 5 本条第1項(2)の「対抗措置」とは、本プランで定められた一部取得条項付新株予約権の無償割当てをいう。
- 6 本条第1項(2)の「対抗措置発動要件」とは、以下のいずれかの事由をいう。
 - (1) 大規模買付者が、当社への経営参画の意思を真に有していないにもかかわらず、当社株式の株価を不当につり上げて当社株式を高値で当社関係者(当社関係会社、役員、従業員、取引先等を含むがこれに限らない。)に取得させる目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
 - (2) 大規模買付者が、当社の事業経営上必要な資産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やその関係会社等に移転させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
 - (3) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する意図をもって当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
 - (4) 大規模買付者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額の株主還元(剰余金配当を含むがこれに限らない。以下同じ。)をさせるか、あるいは一時的な高額の株主還元等による当社株式の株価上昇に際して、大規模買付者が取得した当社株式を高値で売り抜けることを目的として、当社株式の大規模買付行為又は大規模買付提案を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合
 - (5) 大規模買付者が本プランに定める必要情報提供手続(以下、「必要情報提供手続」といい、第6条で詳細について定める。)に応ぜず、株主が当社株式を大規模買付者に譲渡するか、保持し続ける

かを判断するために十分な情報がないなど株主が当該大規模買付提案を判断することが困難な場合に、当社に何らの予告もなく大規模買付行為を開始し、又はその開始が客観的かつ合理的に推認される場合

- (6) 大規模買付者が必要情報提供手続に応じるも、大規模買付提案の態様、提案手法その他の事情に鑑みて、当該大規模買付提案が二段階での強圧的な大規模買付提案（当初の買付において当社株式の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利な設定にし、あるいは明確にしないで行付行為を行うこと）であることが、客観的かつ合理的に推認される場合
- (7) 上記(1)ないし(6)のほか、大規模買付提案又は大規模買付行為により、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値・株主共同の利益が上記(1)ないし(6)の要件の場合と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

7 本条第1項(2)の「対抗措置不発動要件」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- (1) 取締役会が本プランにおいて定める取締役会検討期間（第5条第2項で定義される。）中及び取締役会検討期間を経過してもなお大規模買付提案で提示された企業価値評価を上回る企業価値評価を実現することが合理的に見込まれる経営案の提示を含む代替案を株主に示すことができず、大規模買付者との間で交渉等も行わなかったことが明らかな場合
- (2) 大規模買付提案が取締役会の提示する代替案より高い企業価値評価を内容とするものであることが客観的に明らかであり、かつ、当該大規模買付提案により当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあることが明らかでない場合
- (3) 取締役会が取締役会検討期間中に何らの代替案も株主に対して示さなかった場合
- (4) 上記対抗措置発動要件(1)ないし(7)の要件に該当する事情が一切存在しないことが明らかな場合（企業価値向上委員会の構成等）

第3条 企業価値向上委員会は、以下に従って選任される3名以上5名以下の委員（以下、「委員」という。）から構成される。

2 取締役会は、委員を、以下に定める全ての基準を満たす者で、「社外役員の独立性に関する基準⁵」を充足する社外取締役・社外監査役、有識者（大学教授等を含む。）、弁護士又は公認会計士等の外部専門家の中から指名し、選任する。

- (1) 現在及び過去において、当社又は当社の子会社の業務を行う取締役、執行役、従業員、若しくは監査役、又はこれらの者の親族（「親族」とは、民法第725条に定める親族を意味し、以下同様とする。）ではないこと（但し、当社の社外取締役及び社外監査役を除く。）
- (2) 当社の主要な取引先の取締役、執行役若しくは従業員又はこれらの者の親族ではないこと（「主要な取引先」とは、過去5年間の当社連結売上高の平均の2%を超える金額の取引を、当社との間で行う取引先（仕入れ等を含むがこれに限られない。）を意味し、以下同様とする。）
- (3) 当社及び主要な取引先の外部アドバイザー（「外部アドバイザー」とは、外部の法律顧問、公認会計士、税理士、司法書士及びファイナンシャル・アドバイザー等を含むがこれに限られない。）又はその親族でないこと
- (4) 当社の代表取締役が取締役を兼任している会社の取締役、執行役、従業員若しくは外部アドバイザー、又はこれらの者の親族でないこと

⁵ ここにいう「社外役員の独立性に関する基準」とは、社外役員の独立性の認定に関し当社における基準を明確にすることを目的として制定した基準をいい、ご参考としてその内容を本規則の末尾に記載しております。

- 3 前項に従い委員として指名した者がかかる指名を受諾した場合には、取締役会は、遅滞なく、当該委員の氏名及び略歴を適時開示するものとする。

(企業価値向上委員会の招集及び決定手続等)

第4条 企業価値向上委員会は、随時、取締役会の決議に基づき、当社代表取締役又は取締役会決議によって委任を受けた者が、各委員に対して書面又は口頭その他適当な方法で通知することによって招集されるものとする。

- 2 委員は委員毎にそれぞれ企業価値向上委員会における議決権1個を有するものとする。

- 3 企業価値向上委員会による第2条第1項所定の勧告(以下、単に「勧告」という。)は、委員全員が出席する企業価値向上委員会において、議決権の過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。但し、委員の一部が傷病その他やむを得ない事由により出席できない場合は、勧告は、委員の過半数が出席する企業価値向上委員会において、その議決権の過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。

- 4 企業価値向上委員会には当社取締役1名及び必要に応じて委員に対する説明をするにあたり適切な担当者が出席し、企業価値向上委員会が勧告を行うにあたり必要となる事項について、企業価値向上委員会において説明をするものとする。

(企業価値向上委員会の勧告手続)

第5条 企業価値向上委員会は、取締役会に対して勧告を行うに際し、第6条に基づいて取締役会より提供される情報、企業価値向上委員会が自ら収集した情報、その他の情報に基づいて、以下に規定する事項を合理的範囲内において十分考慮した上で、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化を実現し得るよう、勧告を行うものとする。

- (1) 当社の事業計画その他の資料等に基づいて算出される当社の発行済株式の正当な価値ないし本源的価値に関する事項
- (2) 大規模買付者が当社の経営ないし事業活動を支配する目的の有無、その他大規模買付者が当社株式を取得する目的に関する事項
- (3) 大規模買付者が公開買付けにより当社株式を取得する意図その他大規模買付者による当社株式の取得計画に関する事項(当該取得計画に内在する法的問題点を含むがこれに限らない。)
- (4) 大規模買付者による当社株式の取得割合の見込み、大規模買付行為完了後の当社の資本政策に関する計画の内容、その他大規模買付者による大規模買付行為が当社の株主に与える影響に関する事項
- (5) 大規模買付者の属性及びその事業の内容、大規模買付者の財務状態を示す資料の内容、大規模買付者の経営状態及び業績、大規模買付者による過去の企業買収の経緯及びその結果、大規模買付者が当社の事業を経営する能力を有しているか否か等に関する事項、大規模買付者におけるコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの内容、大規模買付者の過去の法令違反行為の有無とその内容、大規模買付者の役員の経歴(その過去における法令違反行為の有無とその内容を含むがこれに限らない。)、大規模買付者及び大規模買付者の役員の社会的評判、大規模買付者と反社会的勢力との関係の有無とその内容、その他大規模買付者に関する事項
- (6) 大規模買付者の事業と当社の事業との間のシナジー効果の有無、大規模買付者による当社企業価値算定の結果及びその方法、大規模買付行為完了後の経営方針(特に当社の企業価値を持続的かつ安定的に維持・向上させる方策等)及び当社の事業に関する計画等の内容、大規模買付者が提案する大規模買付行為完了後の経営方針及び当社の事業に関する計画等が当社及び当社株式に与える影響、大規模買付者により当社に対して提示されたその大規模買付提案に付帯する条件、大規模買付

行為後の当社の従業員の処遇、買付対価の種類ないし内容、買付対価の支払い時期及び支払方法、大規模買付者が買付対価をその大規模買付提案通りの形で支払う意思ないし能力を有しているか等に関する事項、大規模買付者に対する資金供与者の名称及び大規模買付者と資金供与者との関係、その他大規模買付者による大規模買付提案の内容に関する事項

- (7) 大規模買付者による当社の株式の大規模買付提案に関しての当社と当該大規模買付者との交渉の経緯及び内容に関する事項
 - (8) 大規模買付者が大規模買付提案をするに際し当社に対して提供した情報の内容及び提供の時期、当社が大規模買付者に対し大規模買付提案に関する情報提供を要求した場合のこれに対する大規模買付者からの情報提供の内容及び時期、その他大規模買付者の当社に対する情報提供に関する事項
 - (9) その他取締役会決議に際して考慮すべき事項
- 2 企業価値向上委員会は、勧告を行う場合には、第6条で定める必要情報提供手続の満了後最長60日間（大規模買付提案の内容として対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株式の買付の場合）又は最長90日間（大規模買付提案の内容としてその他の方法による買付提案の場合）（以下、「取締役会検討期間」という。）内に取締役会による大規模買付提案の検討及び第7条所定の決定が完了できるように、適切な時期に勧告を行うものとする。但し、取締役会検討期間中に企業価値向上委員会が勧告を行い、かつ、取締役会が対抗措置の発動又は不発動について決議した場合には、その時点で取締役会検討期間は終了するものとする。
- 3 企業価値向上委員会は、第2条第1項所定の事項に関する情報の収集その他勧告を行うに際して必要となる措置を、自ら行い又は取締役会に対し要請することができるものとする。
- 4 取締役会は、企業価値向上委員会から前項の要請を受けた場合には、これに対し最大限協力しなければならないものとする。
- 5 企業価値向上委員会は、第2条第1項所定の事項を検討するに際し、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家からの助言を求めることができるものとする。
- 6 委員が、企業価値向上委員会の権限の行使に関し、当社に対して次の各号に掲げる請求をしたときは、当社は、当該請求に係る費用又は債務が企業価値向上委員会の権限の行使に関係のないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。

(1) 費用の前払い

(2) 支出をした費用の償還及び当該支出をした日以後における利息の償還

(3) 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にないときは相当の担保の提供）

（取締役会による必要情報提供手続に基づく情報の収集）

第6条 取締役会は、必要情報提供手続により、大規模買付者より、本必要情報の収集を行うものとする。

- 2 取締役会は、必要情報提供手続において、大規模買付者から買付提案書が提案された場合には、企業価値向上委員会の助言及び勧告を受けながら、当該買付提案書の内容が本必要情報として十分かどうかを検討し、不十分であると判断した場合には、買付提案書が提出されてから10営業日以内に、追加して提出すべき本必要情報のリストを大規模買付者に対して書面により提示するものとする。当社によるかかるリストの提示後、大規模買付者が本必要情報を追加して提供せず、又は本必要情報を追加して開示したにもかかわらず、本必要情報が不足すると取締役会が判断した場合には適宜大規模買付者に対して本必要情報の提出を要求するものとし、取締役会から大規模買付者に対する本必要情報のリストの提示後60日以内に本必要情報の提供を完了するよう大規模買付者との交渉及び連絡を行うものとする（以下、「必要情報提供期間」という。）。但し、取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに

本必要情報の具体的な提出状況を考慮して必要情報提供期間を最長 30 日間延長することができるものとする。また、取締役会は、取締役会による本必要情報の提出要求に対して、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくとも、本必要情報の提供完了と判断し、取締役会による検討を開始することができるものとする。

- 3 取締役会は、前二項に規定される必要情報提供手続に基づいて大規模買付者から提出された本必要情報を企業価値向上委員会に対して適宜提供するものとし、必要に応じて第 4 条第 4 項に基づいて企業価値向上委員会において本必要情報に関する説明を行うものとする。
- 4 取締役会は、本条第 1 項の必要情報提供手続のほか、第 2 条各号所定の事項に関する取締役会決議を行うに際して必要となる措置を適宜執るものとする。

(取締役会の決定手続)

第 7 条 取締役会は、第 5 条第 1 項各号に規定する事項を合理的範囲内において十分考慮した上で、以下に規定する事項に関する取締役会決議を行うことができるものとする。

- (1) 対抗措置の発動
 - (2) 対抗措置の不発動
 - (3) 発動した対抗措置の撤回 (但し、「対抗措置の撤回」とは、本条第 6 項に定めるものをいう。)
 - (4) 大規模買付者に対する代替案の提案
 - (5) 本プランの廃止
- 2 前項の取締役会決議を行うにあたっては、取締役会は、第 2 条第 1 項に基づく企業価値向上委員会による勧告を要請するものとし (但し、前項(4)を除く。)、かかる勧告がなされた場合には、当該勧告を最大限尊重して前項の取締役会決議を行うものとする。
 - 3 取締役会は、本条第 1 項及び前項に基づいて対抗措置発動要件を充足すると判断される場合に限り、本条第 1 項(1)所定の取締役会決議を行うことができるものとする。
 - 4 取締役会は、本条第 1 項に基づいて第 2 条第 7 項に定める対抗措置不発動要件を充足すると判断される場合には、当該対抗措置不発動要件に基づく本条第 1 項(2)所定の取締役会決議を行うことができるものとする。
 - 5 取締役会は、第 2 条第 7 項に定める対抗措置不発動要件が充足された場合には、本条第 1 項及び第 2 項にかかわらず本条第 1 項(2)所定の取締役会決議を行うものとする。
 - 6 取締役会は、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者が大規模買付行為又は大規模買付提案を撤回した等の事情により対抗措置を撤回することが適切であると当社取締役会が認める場合には、本新株予約権の無償割当効力発生日までは本新株予約権の割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することにより本条第 1 項(3)所定の発動した対抗措置の撤回ができるものとする。
 - 7 取締役会は、本条第 1 項各号及び第 5 条第 1 項各号所定の事項を考慮するに際し、可能な限り、弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家からの助言を求めるものとする。
 - 8 取締役会は、委員全員に対し、取締役会が本条第 1 項所定の取締役会決議を行った場合には、速やかに各委員に対して、取締役会決議を行った旨、決議の内容及びかかる決議を行った理由を、書面又は口頭で通知する方法その他適当な方法により通知するものとする。

(本規則の改正)

第8条 取締役会は、委員全員から同意を得た場合に限り、その決議をもって、この規則の改正を行うことができるものとする。

2 取締役会は、前項所定の決議を行った場合、遅滞なくこの規則の改正内容を適時開示しなければならないものとする。

(細目事項)

第9条 この規則に規定のない細目ないし技術的事項については、代表取締役社長が委員全員から同意を得た上で随時定めるものとする。

(その他)

第10条 この規則において「代表取締役社長」とある箇所は、代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の「取締役」と読み替えるものとする。

付則 この改正規則は、平成27年6月25日から実施する。

以上

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下「日本ハムグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他重要な使用人（注1）（以下「取締役等」という。）となっていないこと。
2. 日本ハムグループの取締役等の三親等以内の親族でないこと。
3. 当社の大株主（注2）又はその取締役等、もしくは日本ハムグループが大株主となっている者の取締役等でないこと。
4. 日本ハムグループの主要な取引先企業（注3）の取締役等でないこと。
5. 日本ハムグループから当事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
6. 日本ハムグループから取締役・監査役報酬以外に、当事業年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
7. 本人が取締役等として所属する企業と日本ハムグループとの間で、「社外役員の相互就任関係」（注4）にないこと。

- (注)
1. 「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。
 2. 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
 3. 「主要な取引先企業」とは、日本ハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、日本ハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 4. 「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの取締役等が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。